

2019年度保存版

保健・福祉サービスのしおり

明るい暮らしの お手伝い



加 茂 市

目次

1 相談窓口の紹介

| | ページ | 番号 |
|-----------------|-----|----|
| ●加茂市介護・看護支援センター | 1 | |
| 介護係 | 1 | |
| 看護係 | 1 | |
| 加茂市訪問看護ステーション | 1 | |
| ●福祉事務所生活老人係 | 1 | |
| ●福祉事務所児童障害係 | 1 | |
| ●健康課衛生係 | 1 | |
| ●健康課国民健康保険係 | 1 | |
| ●市民課国民年金係 | 1 | |
| ●税務課民税係 | 1 | |
| ●税務課収税係 | 1 | |
| ●税務課資産税係 | 1 | |
| ●社会福祉協議会 | 1 | |

2 快適な日常生活を!

| | | |
|----------------------|---|----|
| ●ホームヘルパーの派遣 | 2 | 1 |
| ●訪問看護 | 2 | 2 |
| ●デイサービス | 2 | 3 |
| ●短期入所(ショートステイ) | 2 | 4 |
| ●日中一時支援 | 2 | 5 |
| ●知的障害者通所 | 2 | 6 |
| ●福祉用具の貸与 | 3 | 7 |
| ●福祉用具の購入 | 3 | 8 |
| ●日常生活用具の給付等 | 3 | 9 |
| ●補装具の給付・修理 | 3 | 10 |
| ●住宅整備補助 | 3 | 11 |
| ●住宅改修 | 3 | 11 |
| ●住宅整備資金の貸付 | 4 | 12 |
| ●住宅用火災警報器の購入費用の助成 | 4 | 13 |
| ●介護予防教室 | 4 | 14 |
| ●紙おむつ購入助成券の支給 | 4 | 15 |
| ●ふれあい弁当 | 4 | 16 |
| ●ふとんの洗濯サービス | 4 | 17 |
| ●一人暮らし老人等家屋小修繕サービス | 4 | 18 |
| ●たすけあい資金の貸付 | 5 | 19 |
| ●生活福祉資金の貸付 | 5 | 20 |
| ●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 5 | 21 |
| ●生活保護 | 5 | 22 |
| ●生活困窮者自立相談支援 | 5 | 23 |
| ●地域活動支援センター(やまびこ作業所) | 5 | 24 |
| ●障害福祉サービス事業所(雪椿の舎) | 5 | 25 |
| ●手話・要約筆記による通訳者の派遣 | 5 | 26 |
| ●広報誌の音声訳 | 5 | 27 |

3 施設への入所

| | | |
|-------------------|---|---|
| ●特別養護老人ホームへの入所 | 6 | 1 |
| ●養護老人ホームへの入所 | 6 | 2 |
| ●身体障害者施設への入所 | 6 | 3 |
| ●知的障害者施設への入所 | 6 | 4 |
| ●知的障害者グループホームへの入所 | 6 | 5 |

4 手帳の交付

| | | |
|-----------------|---|---|
| ●身体障害者手帳の交付 | 6 | 1 |
| ●療育手帳の交付 | 7 | 2 |
| ●精神障害者保健福祉手帳の交付 | 7 | 3 |

5 医療費助成制度

| | | |
|--------|---|---|
| ●子ども医療 | 7 | 1 |
|--------|---|---|

| | | |
|--------------------------------|---|----|
| ●老人医療 | 7 | 2 |
| ●妊産婦医療 | 7 | 3 |
| ●重度心身障害者医療 | 7 | 4 |
| ●ひとり親家庭等医療 | 7 | 5 |
| ●精神障害者医療 | 8 | 6 |
| ●自立支援医療(精神医療) | 8 | 7 |
| ●不妊治療費の助成 | 8 | 8 |
| ●高齢者のインフルエンザワクチン接種費用の助成 | 8 | 9 |
| ●13歳未満のインフルエンザワクチン接種費用(1回目)の助成 | 8 | 10 |
| ●風しんワクチン接種費用の助成 | 8 | 11 |
| ●自立支援医療(更生医療) | 8 | 12 |
| ●自立支援医療(育成医療) | 8 | 13 |
| ●未熟児養育医療 | 8 | 14 |

6 障害年金・特別障害給付金制度

| | | |
|----------|---|---|
| ●障害基礎年金 | 8 | 1 |
| ●障害厚生年金 | 8 | 2 |
| ●特別障害給付金 | 8 | 3 |

7 手当・助成・補助制度

| | | |
|--------------------|----|----|
| ●在宅介護手当 | 8 | 1 |
| ●誕生祝金 | 9 | 2 |
| ●人工透析患者通院費助成 | 9 | 3 |
| ●住居確保給付金 | 9 | 4 |
| ●骨髄移植ドナー助成 | 9 | 5 |
| ●児童手当 | 9 | 6 |
| ●児童扶養手当 | 9 | 7 |
| ●特別児童扶養手当 | 9 | 8 |
| ●障害児福祉手当 | 9 | 9 |
| ●特別障害者手当 | 9 | 10 |
| ●在宅重度重複障害者介護見舞金 | 10 | 11 |
| ●身体障害者結婚祝金 | 10 | 12 |
| ●心身障害者扶養共済制度と掛金の助成 | 10 | 13 |
| ●公共料金の割引 | 10 | 14 |
| ●自動車改造費の助成 | 10 | 15 |
| ●介護者運転自動車購入等助成 | 10 | 15 |
| ●自動車運転免許取得費の助成 | 10 | 16 |
| ●タクシー料金の助成 | 10 | 17 |
| ●除雪費用の助成 | 10 | 18 |

8 その他

| | | |
|------------------------|----|----|
| ●市民バス定期券の販売 | 10 | 1 |
| ●駐停車禁止・駐車禁止除外指定車証票の交付 | 10 | 2 |
| ●携帯電話料金の割引 | 10 | 3 |
| ●税金の免除・軽減 | 11 | 4 |
| ●住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 | 11 | 4 |
| ●障害者控除対象者認定書の発行 | 11 | 4 |
| ●権利擁護・高齢者虐待に関する相談 | 11 | 5 |
| ●なんでも健康相談 | 11 | 6 |
| ●こころと身体の健康相談 | 11 | 7 |
| ●子育て相談 | 11 | 8 |
| ●けんこう栄養相談会 | 11 | 9 |
| ●心配ごと相談 | 11 | 10 |
| ●法律相談 | 11 | 11 |
| ●精神保健福祉に関する相談 | 11 | 12 |

9 民生委員・児童委員等名簿

| | |
|-----------------|----|
| 10 保健福祉医療関係機関一覧 | 裏面 |
|-----------------|----|

1 相談窓口の紹介

| | | |
|--|--|---|
| 加茂市介護・看護支援センター(第二平成園内) | | |
| □介護係 ☎41-4032 | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する相談、申請 ・ホームヘルパーの派遣 ・デイサービス、ショートステイ、福祉用具の貸与、購入 ・住宅改修 ・ケアプランの作成、支援 ・特別養護老人ホームへの入所 ・介護予防 ・権利擁護、高齢者虐待 ・地域ケア会議 ・障害者控除対象者認定書 |
| □看護係 ☎41-4032 □加茂市訪問看護ステーション ☎53-3001 | | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護事業 ・医療、保健機関等への連絡調整 |
| 福祉事務所 ☎52-0080 | | |
| □生活老人係 内線 171、173 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・住居確保給付金 ・在宅介護手当 ・市民バス ・高齢者住宅整備補助(資金貸付) ・緊急通報装置、自動消火器給付 ・住宅用火災警報器購入費助成 ・養護老人ホームへの入所 ・民生委員、児童委員 ・老人クラブ ・敬老事業 ・日赤及び同奉仕団 ・戦後援護 ・行旅病人及び同死亡人 |
| □児童障害係 内線 172、174、177 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公私立保育園 ・児童館 ・病児保育園 ・誕生祝金 ・子育て相談 ・母子(父子)及び寡婦 ・身体障害者(児)、知的障害者(児) ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当 ・障害者総合支援法に関する相談、申請 ・人工内耳装用者(児)の電池購入費及びスピーチプロセッサ給付 ・障害者住宅整備補助(資金貸付) ・人工透析患者通院費助成 |
| 健康課 ☎52-0080 | | |
| □衛生係 内線 162、164、165 | | <ul style="list-style-type: none"> ・休日診療当番医 ・骨髄バンク ・献血 ・特定健康診査 ・特定保健指導 ・がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん) ・骨検診 ・歯科健診 ・母子保健(乳幼児健診、妊婦健診、妊産婦相談) ・健康教育 ・健康相談 ・精神保健 ・結核予防 ・感染症予防 ・各種予防接種 ・高齢者及び13歳未満のインフルエンザワクチン接種費用助成 ・風しんワクチン接種費用助成 ・不妊治療費用助成 ・介護予防 ・保健推進員会 ・精神障害者家族会 |
| □国民健康保険係 内線 161、163 | | <ul style="list-style-type: none"> ・老人、重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等医療費の助成 ・妊産婦医療費助成 ・精神障害者医療費助成 ・国保被保険者証発行 ・被保険者の資格得喪 ・国保の療養給付費及び療養費、特別療養費の支払 ・高額療養費支払及び貸付 ・特定疾病 ・後期高齢者医療制度の被保険者証発行、療養費支払 ・健康づくり事業 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神医療) ・未熟児養育医療 |
| 市民課 ☎52-0080 | | |
| □国民年金係 内線 113、115 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金裁定請求及び未支給年金請求 ・第1号被保険者の独自給付 ・老齢福祉年金 ・特別障害給付金 ・国民年金保険料の免除等に関する事 ・被保険者の資格取得、喪失及び種別変更 ・交通災害共済 |
| 税務課 ☎52-0080 | | |
| □民税係 内線 121、125 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民税(個人、法人)、軽自動車税の賦課及び証明 ・国民健康保険税の賦課 ・後期高齢者医療保険料の照会 ・介護保険料の賦課 |
| □収税係 内線 123、126 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市税の徴収 ・国民健康保険税の徴収 ・後期高齢者医療保険料の徴収 ・介護保険料の徴収 |
| □資産税係 内線 124、127 | | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 |
| 社会福祉協議会 ☎52-6667 | | |
| 又は 52-0080 (加茂市役所) 内線 175 | | <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ購入助成券 ・ふれあい弁当 ・ふとんの洗濯サービス ・家屋小修繕サービス ・タクシー料金助成 ・除雪費用助成 ・たすけあい資金 ・生活福祉資金 ・生活困窮者自立相談 ・心配ごと相談 ・法律相談 |

知っておきたい保健福祉の制度

2 快適な日常生活を！

高齢者
 障害者
 共通

| 番号 | 制度の種類 | 制度の内容 | 対象者 | 問合せ・受付 |
|----|-------------------|---|---|--|
| 1 | ホームヘルパーの派遣 | 高齢者や障害者のいる家庭を訪問し、介護や家事のサービスを提供します。 ☆費用…無料 ○身体の介護 ・食事 ・排泄 ・衣類の着脱 ・入浴 ・身体の清拭、洗髪 ・通院介助 ・移動支援など ○家事 ・調理 ・衣類の洗濯、補修 ・買物 ・掃除、整理整頓 ・関係機関との連絡など ○相談・助言 ・生活、身上、介護に関する相談など | 要介護(支援)認定を受けている人 生活に援助が必要な高齢者 身体障害者等で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| 2 | 訪問看護 | ○食事、着替え、清拭、排泄のお世話 ○介護のしかたの相談 ○病状観察、床ずれの手当、カテーテル等の管理 ○理学療法士によるリハビリテーション ☆保健師、看護師・理学療法士が訪問します。 ☆費用…無料 | 要介護(支援)認定を受けている人 寝たきり又は寝たきりになる心配のある人 | 加茂市訪問看護ステーション (加茂市介護・看護支援センター) 看護係 |
| 3 | デイサービス | デイサービスセンター平成園、第二平成園、第三平成園で、入浴・食事・機能回復訓練・健康チェック・送迎等のサービスを提供します。 ☆費用…要介護度等により異なります。要支援1・2は、利用実績により助成があります。 | 要介護(支援)認定を受けている人 身体障害等で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| 4 | 短期入所 (ショートステイ) | 高齢者を介護している人が介護疲れ、病気、冠婚葬祭、旅行などで介護することができない場合、老人ホーム等でお預かりし、お世話します。 ☆費用…要介護度等により異なります。 | 要介護(支援)認定を受けている人 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| | | 在宅の障害児・者の保護者の疾病や介護疲れ等の理由で、一時的に施設でお預かりし、必要な支援をします。 費用…所得に応じて負担金あり。ただし住民税非課税世帯は無料。 施設…第二平成園(加茂市) コロニーにいがた白岩の里(長岡市) いからしの里(三条市) まごころ寮(見附市)など | 療育手帳の交付を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている障害児・者で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 5 | 日中一時支援 | 日帰りで一時的に施設でお預かりして、日中活動の場を提供し、見守り等を行います。 費用…所得に応じて負担金あり。ただし住民税非課税世帯は無料。 施設…第二平成園、雪樺の舎(加茂市)など | | |
| 6 | 知的障害者通所 | 社会的自立の難しい人に、生活訓練等の支援を行います。 費用…所得に応じて負担金あり。ただし住民税非課税世帯は無料。 施設…雪樺の舎(加茂市) ほっとサポートしんえい(新潟市) けやき福祉園(新潟市) 杉の子工房(三条市)など | 療育手帳の交付を受けている人で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 福祉事務所 児童障害係 |

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|------------|---|--|----------------------------------|
| 7 | 福祉用具の貸与 | 市で購入した特殊ベッド、車椅子、エアーマットを貸し出します。 ☆費用…無料 | 寝たきりの高齢者、身体障害者、心身障害者(児) | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| | | 電動ベッド、車椅子、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフト等のレンタル ☆費用…レンタル料の1割・2割・3割負担 | 要介護(支援)認定を受けている人で、福祉用具のレンタルが必要と認められた人 | |
| 8 | 福祉用具の購入 | 県の指定を受けた特定福祉用具販売事業所から購入した 腰掛便座、特殊尿器、入浴補助具、簡易浴槽等の購入費について、購入費が10万円のどちらか低い額の7割・8割・9割を償還します。 | 要介護(支援)認定を受けている人 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| 9 | 日常生活用具の給付等 | 緊急通報装置 ☆費用…所得等により自己負担あり(75歳以上は無料) 自動消火器 ☆費用…所得等により自己負担あり | おおむね65歳以上の一人暮らし等 | 福祉事務所 生活老人係 |
| | | ○肢体不自由の人→ベッド・体位変換器・入浴補助用具など ○視覚障害の人→体重計・テープレコーダーなど ○聴覚障害の人→通信・信号装置など ○内部障害の人→透析液加湿器・ネプライザーなど ○住宅改修費(限度額20万円) 上記以外にもあり ☆費用…所得により自己負担あり | 身障手帳1・2級療育手帳A所持者等で給付が必要と認められた人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| | | ○人工内耳用の電池(基本額2,500円/月) ○スピーチプロセッサ(2台目以降、基準額20万円) ☆費用…基準額までは自己負担なし | 身体障害者手帳(聴覚障害)所持者で、人工内耳を利用している人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 10 | 補装具の給付・修理 | 身体上の障害を補うための用具を給付・修理(例) ○肢体不自由の人→車椅子・歩行器・義手・義足・杖など ○視覚障害の人→点字器・義眼・眼鏡・杖など ○聴覚障害の人→補聴器 上記以外にもあり ☆費用…所得に応じた負担金あり。ただし、住民税非課税世帯は無料。 | 身体障害者手帳所持者(障害の種類によって、給付用具が異なります) | 福祉事務所 児童障害係 |
| 11 | 住宅整備補助 | 高齢者又は障害者のいる世帯が住宅を高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助します。 ・補助金の額 世帯区分に応じ補助基準額に補助率(所得税非課税世帯3/4、その他世帯1/2)を乗じた額 ・補助基準額上限 30万円 (ただし介護認定されていない障害者は50万円) (対象経費が補助基準額上限に達しない場合はその額) ☆世帯の前年の収入合計が、600万円未満が対象となります。 | (障害者) 身障手帳1・2級療育手帳A所持者 (高齢者) 要介護(支援)認定を受けている人 | 障害者は福祉事務所児童障害係 高齢者は福祉事務所生活老人係 |
| | 住宅改修 | 手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止、洋式便器等への取り替え等の住宅改修費について、対象経費が20万円のどちらか低い額の7割・8割・9割を償還します。 ☆見積書と改修箇所の写真を用意して改修前に申請ください。 | 要介護(支援)認定を受けている人 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-------------------|---|---|--------------------------------------|
| 12 | 住宅整備資金の貸付 | 障害者や高齢者のために住宅を増改築・改造する資金を低利でお貸しします。 貸付上限額…250万円 貸付利子及び償還期間…貸付利子は年2.3% 償還は10年以内 | 身障手帳1～4級か療育手帳A所持者、またはその障害者と同居する人 高齢者と同居する人 | 障害者は福祉事務所児童障害係 高齢者は福祉事務所生活老人係 |
| 13 | 住宅用火災警報器の購入費用の助成 | 設置義務場所(寝室・2階以上に寝室がある場合は階段)と台所に設置した個数分を対象に、市内の住所を有する住民税非課税世帯で、在宅の右記対象世帯に購入費が15,000円のどちらか低い額を助成します。 | ・重度の障害者(身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1・2級)のみの世帯 ・重度の障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯 ・重度の障害者と重度以外の障害者のみの世帯 ・重度の障害者と18歳未満の者のみの世帯 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 | 障害者は福祉事務所児童障害係 高齢者は福祉事務所生活老人係 |
| 14 | 介護予防教室 | 健康体操やレクリエーションなどで身体を動かし、筋肉低下や閉じこもりを予防します。(原則、介護保険サービス利用者は除く。) ○元気ハッスル教室 ☆年24回程度 ☆費用…無料 ○腰痛・膝痛予防教室 ☆8回コース、秋に開催 ☆費用…無料 | 身体や認知機能の衰えの心配がある人 基本チェックリスト実施の結果、介護予防の必要があると判定された人 | 健康課 衛生係 加茂市介護・看護支援センター |
| 15 | 紙おむつ購入助成券の支給 | 寝たきりで常時おむつを使用している高齢者等に、紙おむつ購入助成券(1枚2,000円)を年間に12枚支給します。市内の薬局で、希望する種類のおむつとお引き換えください。 | 寝たきり・認知症高齢者・重度心身障害者(身障手帳1・2級、療育手帳A)または、95歳以上で、常時おむつを使用している人 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |
| 16 | ふれあい弁当 | 毎月1回、夕食のお弁当をお届けします。(7・8月は休み) ☆費用…100円 | 一人暮らし老人 80歳以上の老人のみの世帯 一人暮らし重度心身障害者で希望する人 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |
| 17 | ふとんの洗濯サービス | 指定業者が訪問し、掛ぶとん、敷ぶとん、毛布各1枚を洗濯サービスします。 ☆年1回、夏に実施 ☆費用…無料 | 在宅で寝たきりの高齢者がいる世帯 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |
| 18 | 一人暮らし老人等家屋小修繕サービス | 建具の立て付け、戸車交換等、軽度な家屋の小修繕をします。 ☆年1回、10月～3月に実施 ☆費用…材料費1万円まで助成 1万円を超えたものは自己負担 | 一人暮らし老人及び老人のみ世帯の低所得世帯 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 19 | たすけあい資金の貸付 | 低所得世帯で緊急を要する場合、無利子で10万円までお貸しします。 | 低所得世帯 | 社会福祉協議会 |
| 20 | 生活福祉資金の貸付 | 事業を始めたい、進学、就職、家族の急病、家の増改築などに必要な資金をお貸しします。資金の種類によって、貸付上限額や返済期間が異なります。 (○保証人あり……無利子 ○保証人なし……貸付利子 年1.5%) | 低所得世帯 身体障害者世帯 高齢者のいる世帯 生計中心者が失業した世帯 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |
| 21 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 事業を始めたい、進学、就職、家族の急病、家の増改築などに必要な資金をお貸しします。資金の種類によって、貸付上限額や返済期間が異なります。 (○保証人あり……無利子 ○保証人なし……貸付利子 年1.5%) | 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子、父母のない児童 | 三条地域振興局 健康福祉環境部 |
| 22 | 生活保護 | 生活に困った時に、国民の生存権を規定した憲法第25条に基づき、最低限度の生活を保障し、暮らしを維持できるよう支援します。 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができない人 | 福祉事務所 生活老人係 |
| 23 | 生活困窮者自立相談支援 | 生活に困りごとや不安を抱えている人の相談を受け、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。 ☆月～金（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人 | 社会福祉協議会 |
| 24 | 地域活動支援センター (やまびこ作業所) | 仲間と共に過ごす楽しさや働く喜びを体験しながら自立した生活を目ざして、一人一人が社会復帰をしていくための施設です。 手工芸品作りやレクリエーション等の創作活動と、軽作業等の生産活動の機会を通し、社会との交流促進を図っています。 ☆月～金曜日 午前9時～午後3時30分 | 加茂市在住の在宅で回復途上にある精神障害者で、主治医から通所の許可を得て適切な医療を受けている人 (保護者は、加茂市) 家族会に加入していただきます。) | 健康課 衛生係 |
| 25 | 障害福祉サービス事業所 (雪樺の舎) | 知的障害などの心身障害者の方たちが昼間通所して、職業訓練や生活訓練等を行います。 又、レクリエーションや仲間づくりも行っています。 運営は加茂市手をつなぐ育成会の自主運営です。 ☆月～金曜日 午前9時～午後4時 | 知的障害などの心身障害者 | 加茂市手をつなぐ育成会 福祉事務所 児童障害係 |
| 26 | 手話・要約筆記による通訳者の派遣 | 必要に応じて、手話・要約筆記による通訳者を派遣します（個人的な趣味や遊び、営業活動などは派遣できない場合あり）。 ☆費用…無料（ただし、施設利用料や通訳者の交通費は利用者が負担） | 聴覚障害などの通訳を必要とする人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 27 | 広報誌の音声訳 | 加茂市の広報誌（広報かも・お知らせ版・議会だより・社協だより）を音声訳したカセットテープ、CDを貸し出します。 ☆費用…無料 | 目が不自由な人 | 社会福祉協議会 |

3 施設への入所

高齢者
 障害者
 共通

| 番号 | 制度の種類 | 制度の内容 | 対象者 | 問合せ・受付 |
|----|--|--|--|-----------------------|
| 1 | 特別養護老人ホームへの入所 | 特別養護老人ホームに入所し、介護等を受けながら生活します。 費用…要介護度により異なります。 施設…平成園(加茂市)、第二平成園(加茂市)、第三平成園(加茂市)、あじさいの里(田上町)、長和園(三条市)、つかのめの里(三条市)、愛松園(五泉市)など ※第二平成園は障害者支援施設を併設 ※介護保険施設として、上記のほか老人保健施設(さくら苑ほか)、介護療養型病床群(かもしか病院ほか)があります。 | 原則、要介護3～5に認定された人 ただし、状況により要介護1・2の人も対象 | 加茂市介護・看護支援センター 介護係 |
| 2 | 養護老人ホームへの入所 | 養護老人ホームに入所し、介護等を受けながら生活します。 費用…入所者本人の収入額、扶養義務者の税額によって算定 施設…桜花寮(五泉市)など | 原則として65歳以上で環境上及び経済的事情により在宅での生活が困難な人 | 福祉事務所 生活老人係 |
| 3 | 身体障害者施設への入所 (日中(生活介護等)と夜間(施設入所支援)のサービスに分かれます) | 常時介護を必要とする人が入所し、介護等を受けながら生活します。 費用…所得に応じて負担金あり 施設…第二平成園(加茂市)など | 身体障害者手帳の交付を受けている人で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| | | 肢体不自由の人が入所し、更生に必要な訓練を受けながら生活します。 費用…所得に応じて負担金あり 施設…新潟県障害者リハビリテーションセンター(新潟市)など | | |
| | | 重度の肢体不自由の人が入所し、自立生活のために必要な訓練を受けながら生活します。 費用…所得に応じて負担金あり 施設…リハビリセンター王見台(長岡市)など | | |
| 4 | 知的障害者施設への入所 (日中(生活介護等)と夜間(施設入所支援)のサービスに分かれます) | 社会的自立の難しい人が入所し、生活訓練や職業訓練を受けながら生活します。 費用…所得に応じて負担金あり 施設…コロニーにいがた白岩の里(長岡市)いからしの里(三条市)まごころ寮(見附市)など | 療育手帳の交付を受けている人で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 5 | 知的障害者グループホームへの入所 | 地域の中で、5人程度の知的障害者の人が共同で生活します(日中、職場や作業所に通い、世話人が援助します)。 費用…生活に必要な費用は自分で負担します 施設…やすらぎ(新潟市)など | 療育手帳の交付を受けている人で障害者総合支援法の支給決定を受けた人 | 福祉事務所 児童障害係 |

4 手帳の交付

高齢者
 障害者
 共通

| 番号 | 制度の種類 | 制度の内容 | 対象者 | 問合せ・受付 |
|----|------------|--|---|----------------|
| 1 | 身体障害者手帳の交付 | 身体に障害のある人が法に定める身体障害者であることの証票として交付され、各種のサービスを受ける際に必要な手帳です。 ☆指定医師の診断書が必要 ☆所得税又は住民税の障害者控除が受けられます(1級と2級は特別障害者控除、それ以外は障害者控除)。 | 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、呼吸器機能に障害のある人 | 福祉事務所 児童障害係 |

高 齢 者
 障 害 者
 共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|----------------|--|--|----------------|
| 2 | 療育手帳の交付 | 知的障害の人が各種のサービスを受ける際に必要な手帳です。 福祉事務所へ申請し、県相談所の面接・判定を受けます。 | A (重度) 知能指数がおおむね35以下 知能指数がおおむね50以下で身障手帳1～3級を受けている人 B (その他) 重度に該当しない人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 3 | 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 一定の精神障害の状態にある人が以下のサービスを受ける際に必要な手帳です。 ・生活保護法の障害者加算の認定(1級・2級) ・所得税・住民税・相続税の障害者控除 ・利子所得等の非課税 ・法人税、自動車税(1級)、贈与税(1級)の優遇措置 ・市の一部公共施設利用料の減免 ・市民バス利用料無料 ・携帯電話の基本使用料金の割引 ・N T T 番号案内(104)使用料無料 ・N H K の受信料の免除 ・路線バス、佐渡汽船の運賃割引 ・重度心身障害者医療費助成制度の適用 | 1級 障害年金1級相当者 2級 障害年金2級相当者 3級 障害年金3級相当者 等級により受けられるサービスに相違があります。 | 健康課 国民健康保険係 |

5 医療費助成制度

高 齢 者
 障 害 者
 共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-----------|--|--|----------------|
| 1 | 子ども医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額から一部負担金(外来の場合は月の初日から4回まで受診日ごとに530円、入院の場合はなし)を控除した金額 ☆0歳児(出生から満1歳に達する日の属する月の末日まで)は外来一部負担金もなし | 高校卒業まで(原則18歳到達後最初の3月31日まで)の児童 | 健康課 国民健康保険係 |
| 2 | 老人医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額から一部負担金(総医療費の1割)を控除した金額 (注1)一人暮らしでも扶養義務者(兄弟や子どもなど)が同一市町村など近隣に居住していると、対象にならない場合があります。 | 65歳以上70歳未満で ・常時一人暮らしの人(注1) ・3カ月以上にわたって常時寝たきりの人 | 健康課 国民健康保険係 |
| 3 | 妊産婦医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額から一部負担金(外来の場合は月の初回から4回まで受診日ごとに530円、入院の場合は1日につき1,200円)を控除した金額 | 医師が妊娠を確認した日から、出産した日の翌月の末日までの妊産婦 | |
| 4 | 重度心身障害者医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額から一部負担金(外来の場合は月の初回から4回まで受診日ごとに530円、入院の場合は1日につき1,200円)を控除した金額 | 重度知的障害者(療育手帳A) 重度身体障害者(身障手帳1～3級) 精神障害者(精神手帳1級) | 健康課 国民健康保険係 |
| 5 | ひとり親家庭等医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額から一部負担金(外来の場合は月の初回から4回まで受診日ごとに530円、入院の場合は1日につき1,200円)を控除した金額 | 母子・父子家庭等で児童(18歳到達後最初の3月31日まで)及びその保護者 | 健康課 国民健康保険係 |

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-------------------------------|--|--|----------------|
| 6 | 精神障害者医療 | 医療費の自己負担額を一部助成します。 ☆医療費の自己負担額4割 (注2)当該精神障害者が障害年金を受けている場合は対象になりません。 | 入院加療中の精神障害者の保護義務者 (注2) | 健康課 国民健康保険係 |
| 7 | 自立支援医療 (精神医療) | 精神障害の通院医療を受ける場合、医療費の9割を公費で負担する制度です。 | 精神疾患を有する人のうち、当該疾患にかかる通院医療を受けている人 | 健康課 国民健康保険係 |
| 8 | 不妊治療費の助成 | 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した費用について、年間10万円を限度に助成します。 | 夫婦のうちどちらかが加茂市内に住んでいる人 | 健康課 衛生係 |
| 9 | 高齢者のインフルエンザワクチン接種費用の助成 | 高齢者のインフルエンザワクチン接種費用を全額助成します。 | 接種日において65歳以上の人 接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器機能に障害がある人 | 健康課 衛生係 |
| 10 | 13歳未満のインフルエンザワクチン接種費用(1回目)の助成 | 13歳未満のインフルエンザワクチン接種費用(1回目)を全額助成します。 | 接種日において生後6ヶ月以上13歳未満 | 健康課 衛生係 |
| 11 | 風しんワクチン接種費用の助成 | 抗体が低い方に、風しんワクチン接種費用を全額助成します。 | 妊娠を希望する女性、その夫、同居者等 | 健康課 衛生係 |
| 12 | 自立支援医療 (更生医療) | 日常生活を容易にするため障害の軽減・除去を目的とした医療の給付を行います。 | 身体障害者手帳の交付を受けている人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 13 | 自立支援医療 (育成医療) | 日常生活能力の回復向上のため、障害の軽減・除去に必要な医療(手術等)の給付を行います。 | 身体に障害があるか、またはその障害を残すと認められる18歳未満の児童 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 14 | 未熟児養育医療 | 指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。世帯の所得税額に応じて自己負担金が生じますが、子ども医療費助成で全額助成します。 | 母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの | 健康課 国民健康保険係 |

6 障害年金・特別障害給付金制度

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|---------|--|--|-----------------------------|
| 1 | 障害基礎年金 | 病気やけがをして1年6カ月を経過した日(その前に症状が固定したときはその日)に、一定の障害に該当するかどうかで判定されます。 年額 1級 975,125円 2級 780,100円 子の加算 2人まで1人につき 224,500円 3人目から1人につき 74,800円 ☆必要な書類 ・年金手帳・医師の診断書・受診状況等証明書 ・病歴・就労状況等申立書・戸籍謄本等 | 原則として、国民年金に加入している間に、病気、ケガ、精神障害により、一定の障害状態になった人(20歳前から一定の障害になった人は、20歳から支給。) | 市民課 国民年金係 三条年金事務所 |
| 2 | 障害厚生年金 | 病気やケガをして1年6カ月を経過した日(その前に症状が固定したときはその日)に、一定の障害に該当するかどうかで判定されます。 1級から3級まであり、標準報酬月額、加入月数によって算定し、1・2級には配偶者、子の加算があります。 ☆必要な書類 ・年金手帳・医師の診断書・受診状況等証明書・病歴・就労状況等申立書・戸籍謄本等 | 原則として、厚生年金に加入している間に、病気、ケガ、精神障害により、一定の障害状態になった人 | 三条年金事務所 |
| 3 | 特別障害給付金 | 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金の受給権を有していない障害者の方に対して支給されます。 1級 月額52,150円 2級 月額41,720円 | 国民年金に任意加入していなかった間に、病気、ケガ、精神障害により、一定の障害状態になった人 | 市民課 国民年金係 |

7 手当・助成・補助制度

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|--------|--|---------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 在宅介護手当 | 重度の障害者や寝たきり等の高齢者を在宅で介護している人に手当を支給します。 ☆月額 5,000円(年額60,000円) | 身障手帳1級・療育手帳Aの所持者や寝たきり・認知症の高齢者を介護している人 | 民生委員等を経由して福祉事務所 生活老人係 |

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------|--|---|----------------|---------|--|------|---------|------------------|--------|------------------------|---------|----------------------|---------|-----|---------|----------------|
| 2 | 誕生祝金 | 第3子以降を出産した人に祝金を支給します。 ☆祝金の額 第3子以降1人につき100,000円 | 日本国籍を有する人 出産前または出産後 6カ月以上市内に住 所のある人 | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 人工透析患者通院費 助成 | 人工透析療法による医療を受けるため、医療機関 に通院する場合に要する交通費等の一部を助成 します。 | 腎臓機能障害の手帳 の交付を受け、人工 透析療法を受けるた め通院している市内 に住所を有する人 | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 住居確保給付金 | 離職者で、就労能力や就労意欲があり、住宅を喪 失している人、または喪失するおそれのある人 を対象に、9カ月間を限度に家賃を支給します。 ☆支給上限額（月額） 単身世帯 32,000円 2人世帯 38,000円 3～5人世帯 42,000円 6人世帯 45,000円 7人以上世帯 50,000円 ☆①～②以外にも要件がありますので、ご相談 ください。 | ①申請時に離職後2 年以内で65歳未満の 人（離職前に主たる 生計維持者であった 人等） ②住宅を喪失してい る人または賃貸住宅 に居住し、住宅を喪失 するおそれのある人 | 福祉事務所 生活老人係 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 骨髄移植ドナー助成 | 骨髄を提供した人に、移植のために要した入院、 通院について1日当たり2万円を支給します。 | 骨髄移植推進財団が 実施する骨髄バンク 事業によって骨髄を 提供した加茂市民 | 健康課 衛生係 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 児童手当 | 中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している 人に支給します。 ☆支給額（月額） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得制限額未満</th> <th colspan="2">所得制限額以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中学生まで 1人につき一律</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 小学生までの 第1子、第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 小学生までの 第3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 所得制限額未満 | | 所得制限額以上 | | 3歳未満 | 15,000円 | 中学生まで 1人につき一律 | 5,000円 | 3歳以上 小学生までの 第1子、第2子 | 10,000円 | 3歳以上 小学生までの 第3子以降 | 15,000円 | 中学生 | 10,000円 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 所得制限額未満 | | 所得制限額以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳未満 | 15,000円 | 中学生まで 1人につき一律 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳以上 小学生までの 第1子、第2子 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳以上 小学生までの 第3子以降 | 15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学生 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 児童扶養手当 | 次のいずれかに該当する児童（18歳到達後最初 の3月31日まで）を監護する父または母、また はその児童を養育する人に手当を支給します。 ○父または母が一定以上の障害がある児童 ○父母が婚姻を解消した児童 ○父または母が死亡した児童 ○父または母の生死が明らかでない児童 ○その他、一定の事由により父または母と生計 を同じくしていない児童 ☆所得制限あり | 2019年4月から 手当額（月額） 全部支給 42,910円 第2子月額10,140円 第3子以降1人につ き月額6,080円加算 一部支給 所得に応じて | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 特別児童扶養手当 | 20歳未満の重度又は中度の心身障害児の保護者 に手当を支給します。 1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円 ☆所得制限あり | 対象障害児（者）の 判定は、診断書・身 体障害者手帳・療育 手帳で行います | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 障害児福祉手当 | 20歳未満の重度心身障害のために日常生活で常 時介護が必要な児童に手当を支給します。 月額 14,790円 ☆所得制限あり | 対象障害児（者）の 判定は、診断書・身 体障害者手帳・療育 手帳で行います | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 特別障害者手当 | 20歳以上の著しい重度心身障害のため、常時特 別介護が必要な人に手当を支給します。 月額 27,200円 ☆所得制限あり | 対象障害児（者）の 判定は、診断書・身 体障害者手帳・療育 手帳で行います | 福祉事務所 児童障害係 | | | | | | | | | | | | | |

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-------------------|---|--|----------------------------|
| 11 | 在宅重度重複障害者介護見舞金 | 重度の障害を3つ以上持つ障害者を常時介護している人に手当を支給します。 | 療育手帳Aを所持し かつ身障手帳1・2級の 障害に2つ以上該当 する人を介護している人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 12 | 身体障害者結婚祝金 | 身体障害者手帳の交付を受けている人が、婚姻届または結婚式を済ませたときに祝金を支給します。 ☆手帳の等級により10,000円から18,000円 | 結婚の時点で身体障害者手帳の交付を受けている人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 13 | 心身障害者扶養共済制度と掛金の助成 | 心身障害者のため保護者が掛金を出し、保護者死亡等の時、障害者に年金を支給する制度で、掛金の一部を助成します。 | 障害の程度が1～3級程度の心身障害の人の保護者で65歳未満かつ特別な疾病のない人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 14 | 公共料金の割引 | 鉄道、バス、客船、航空運賃、有料道路通行料金、NHK放送受信料の割引制度があります。 | 身体障害者手帳・療育手帳の等級により割引が異なります | 福祉事務所 児童障害係 |
| 15 | 自動車改造費の助成 | 就労等に伴い自動車のハンドル・ブレーキなどの改造費の助成をします。 (障害者が所有し、運転する自動車に限ります) ☆所得制限あり | 身障手帳1・2級所持者のうち、上肢・下肢・又は体幹機能障害の人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| | 介護者運転自動車購入等助成 | 車いす利用者のためにその移乗に配慮した自動車を購入又は改造する場合、その経費の一部を助成します。 ☆所得制限あり | 身障手帳1・2級所持で自ら運転できない、車いす利用者本人又は生計を同一とする人 | |
| 16 | 自動車運転免許取得費の助成 | 普通自動車の免許取得に要した費用の3分の2(但し、助成額は10万円を上限とする)を助成します。 | 身障手帳1～4級所持者 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 17 | タクシー料金の助成 | 料金が1割引となります。 | 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人 | 福祉事務所 児童障害係 |
| | | タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。 | 身障手帳1・2級及び3級の一部、療育手帳A所持者 | 社会福祉協議会 (手帳、印鑑をお持ちください) |
| 18 | 除雪費用の助成 | 住宅の屋根等の除雪に要した費用を一部助成します。 ☆所得制限あり ☆1回当たり助成金11,000円を上限とし、3回まで助成。 11,000円未満の場合は実費を助成。 | 身障手帳1～4級・母子世帯・老人世帯などで、親戚や知人等の協力が得られない世帯 | 民生委員等を経由して社会福祉協議会 |

8 そ の 他

高 齢 者
障 害 者
共 通

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|----------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 市民バス定期券の販売 | 市民バスの通学・通勤定期券を販売します。 ☆通学定期券…市の内外を問わず、通学に利用する場合に購入できます(専門学校含む)。 ・1ヶ月…区間料金×60×0.3 ・3ヶ月…区間料金×60×0.3×2.85 ・6ヶ月…区間料金×60×0.3×5.4 ☆通勤定期券…通学定期券に該当しない場合に購入できます。 ・1ヶ月…区間料金×60×0.5 ・3ヶ月…区間料金×60×0.5×2.85 ・6ヶ月…区間料金×60×0.5×5.4 | どなたでも | 福祉事務所 生活老人係 |
| 2 | 駐停車禁止・駐車禁止除外指定車証票の交付 | 駐停車禁止・駐車禁止区域での駐車がができる標章を交付します。 ☆必要な書類 ・車検証、住民票の写し、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の写し | 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持し、所定の級・項症に該当する人 | 加茂警察署 交通係 |
| 3 | 携帯電話料金の割引 | 携帯電話基本料金・通話料・通信料の割引サービス ☆他の割引が有利となる場合があります(各社で条件・内容に差異があります)。 | 障害者手帳を所持している人 | NTTドコモ、au、ソフトバンク等 携帯電話会社各社 |

| 番号 | 制度の種類 | 制 度 の 内 容 | 対 象 者 | 問合せ・受付 |
|----|-----------------------|--|--|---------------------------------------|
| 4 | 税金の免除・軽減 | 所得税・住民税・贈与税・相続税・自動車税・軽自動車税・自動車取得税などが免除・軽減されます。 ☆所得税での障害者控除は27万円、特別障害者控除は40万円、住民税での障害者控除は26万円、特別障害者控除は30万円です。 | 障害の程度により該当する税、軽減額が異なります。 | 税務課 民税係 三条地域振興局 県税部 三条税務署 |
| | 住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 | 新築した日から10年以上を経過した住宅で、2019年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行い、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、その工事の自己負担額が50万円以上である対象家屋に係る翌年度分の固定資産税を、100㎡相当分までの1/3を減額します。 | 次のいずれかの人が居住する住宅 ・65歳以上の人 ・要介護認定を受けている人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 | 税務課 資産税係 |
| | 障害者控除対象者認定書の発行 | 心身の障害の程度に応じて障害者控除対象者認定書を発行します。これにより、所得税又は住民税の障害者控除を受けることができます。 | 介護保険の認定者等で、心身の障害の程度に応じて該当 | 加茂市介護・看護支援センター |
| 5 | 権利擁護・高齢者虐待に関する相談 | 高齢者が安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のための相談に応じます。 例えば、高齢者虐待に関する相談や一人暮らしであるが財産管理に不安がある等。 | おおむね65歳以上 | 加茂市介護・看護支援センター |
| 6 | なんでも健康相談 | 看護師、栄養士が相談に応じます。 ☆月1～3回 午前9時30分～11時30分 ☆会場…ゆきつばき荘、各コミュニティセンター ※相談日は健康カレンダーをご覧ください。 | どなたでも 予約不要 | 健康課 衛生係 |
| 7 | こころと身体の健康相談 | 食欲がない、眠れない、心の不調を感じるなど、こころや身体の相談に保健師が応じます。 ☆奇数月1回 午後1時～4時 ☆会場…市役所1階 相談室 ※相談日はおしらせ版をご覧ください。 | どなたでも 予約不要 | 健康課 衛生係 |
| 8 | 子育て相談 | 受付…あそびの広場の開放日 会場…上条・須田子育て支援センター(あそびの広場) | どなたでも 予約不要 | 福祉事務所 児童障害係 |
| 9 | けんこう栄養相談会 | 低栄養の改善や生活習慣病の食事療法等、食事に関することを予約制で1件1時間程度栄養士が相談に応じます。 ☆月1・2回 ☆会場…ゆきつばき荘、上町コミュニティセンター ※相談日は健康カレンダーをご覧ください。 | どなたでも 要予約(前日までに) | 健康課 衛生係 |
| 10 | 心配ごと相談 | 日ごろの暮らしの中で困りごとや悩みごとなど、色々な相談に応じます。 ☆水曜日 午前9時～午後3時 市役所1階 相談室4 ☆土曜日 午前9時～正午 上町コミュニティセンター1階 相談室 ※相談日はお知らせ版をご覧ください。 | どなたでも 予約不要 | 社会福祉協議会 |
| 11 | 法律相談 | 弁護士が法律相談に応じます。 予約制で、1件30分 ☆毎月1回 午後1時～4時 市役所1階 相談室3 (10月は休み) ※相談日はお知らせ版をご覧ください。 | どなたでも 要予約 定員6人になり次第 締め切らせていただきます | 社会福祉協議会 |
| 12 | 精神保健福祉に関する相談 | 精神障害者やその家族への正しい知識の普及や身近な生活の相談に応じます。 | どなたでも | 健康課 衛生係 |

ここにあります・官公署などのご案内

保健・福祉・医療関係
平成三十一年四月一日現在

| 主な施設 | 住所 | 郵便番号 | 電話番号 | FAX番号 |
|------------------------|---------------|----------|------------------------------------|------------|
| 加茂市介護・看護支援センター 介護係 | 石川2丁目2473-1 | 959-1312 | ☎ 41-4032 | FAX53-3003 |
| 加茂市介護・看護支援センター 看護係 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 加茂市訪問看護ステーション | 〃 | 〃 | ☎ 53-3001 | 〃 |
| 福祉事務所 生活老人係 | 幸町2丁目3-5 | 959-1392 | ☎52-0080(内線171・173) | FAX52-0285 |
| 福祉事務所 児童障害係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線172・174・177) | 〃 |
| 健康課 衛生係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線162・164・165) | 〃 |
| 健康課 国民健康保険係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線161・163) | 〃 |
| 市民課 国民年金係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線113・115) | FAX53-4676 |
| 税務課 民税係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線121・125) | 〃 |
| 税務課 収税係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線123・126) | 〃 |
| 税務課 資産税係 | 〃 | 〃 | ☎ 〃 (内線124・127) | 〃 |
| 市民福祉交流センター「加茂美人の湯」 | 大字宮寄上13-1 | 959-1348 | ☎ 41-4122 | FAX41-4125 |
| 中央コミュニティセンター | 五番町1-1 | 959-1353 | ☎ 57-7775 | FAX57-7775 |
| 下条コミュニティセンター | 中村6-17 | 959-1376 | ☎ 53-0788 | FAX53-0788 |
| 七谷コミュニティセンター | 大字下大谷1045-1 | 959-1344 | ☎ 53-2588 | FAX53-2588 |
| 上町コミュニティセンター | 上町5-20 | 959-1352 | ☎ 53-1180 | FAX53-1307 |
| 須田コミュニティセンター | 大字前須田1-1 | 959-1304 | ☎ 53-3121 | FAX53-5877 |
| 上条コミュニティセンター | 神明町2丁目6-27 | 959-1325 | ☎ 57-1021 | FAX57-1021 |
| 北コミュニティセンター | 赤谷21-14 | 959-1324 | ☎ 53-3380 | FAX53-3380 |
| 老人憩の家(かも川荘) | 大字狭口甲1076-1 | 959-1334 | ☎ 52-4412 | |
| 老人福祉センター(ゆきつばき荘) | 幸町2丁目3-5 | 959-1313 | ☎ 52-0267 | |
| 障害福祉サービス事業所(雪椿の舎) | 陣ヶ峰4-10 | 959-1328 | ☎ 52-9391 | FAX52-9310 |
| 加茂市母子健康センター | 幸町2丁目3-5 | 959-1392 | ☎ 52-4085 | |
| 乳幼児あそびの広場(子育て支援センター) | 神明町2丁目6-27 | 959-1325 | ☎ 57-0341 | FAX57-0341 |
| 憩いと遊びの広場(子育て支援センター) | 大字後須田661-1 | 959-1303 | ☎ 53-2078 | FAX53-2078 |
| 加茂市機能訓練センター | 幸町2丁目3-5 | 959-1392 | ☎ 52-4051 | |
| 地域活動支援センター(加茂市やまびこ作業所) | 幸町2丁目3-5 | 959-1392 | ☎ 52-9489 | FAX52-9489 |
| 加茂市社会福祉協議会 | 幸町2丁目3-5 | 959-1392 | ☎ 52-6667 | FAX52-6612 |
| 屋内ゲートボール場すぱーく加茂 | 大字加茂新田9754 | 959-1311 | ☎ 53-4460(受付・問い合わせ532206勤労者体育センター) | |
| 加茂市シルバー人材センター | 幸町2丁目3-5 | 959-1313 | ☎ 53-1772 | FAX53-3333 |
| 特別養護老人ホーム平成園 | 石川2丁目2472-1 | 959-1312 | ☎ 52-1711 | FAX52-1373 |
| 特別養護老人ホーム第二平成園 | 石川2丁目2473-1 | 959-1312 | ☎ 41-4031 | FAX53-3003 |
| 特別養護老人ホーム第三平成園 | 神明町1丁目7-1 | 959-1325 | ☎ 57-1661 | FAX57-1677 |
| 老人保健施設さくら苑 | 千刈2丁目8-13 | 959-1327 | ☎ 53-5353 | FAX53-5352 |
| 加茂保育園(市立) | 陣ヶ峰6-15 | 959-1328 | ☎ 52-1721 | FAX52-1721 |
| 西加茂保育園(〃) | 栄町8-25 | 959-1382 | ☎ 52-5580 | FAX52-5580 |
| 西宮保育園(〃) | 青海町1丁目1-44 | 959-1326 | ☎ 52-9193 | FAX52-9193 |
| 芝野保育園(〃) | 柳町2丁目12-23 | 959-1386 | ☎ 53-0294 | FAX53-0294 |
| 高柳保育園(〃) | 大字下高柳287 | 959-1346 | ☎ 52-7799 | FAX52-7799 |
| 狭口保育園(〃) | 大字狭口甲725-2 | 959-1334 | ☎ 52-0080 福祉事務所 | |
| 天神林保育園(〃) | 大字天神林2366-2 | 959-1315 | | |
| 本量寺こども園(私立) | 五番町13-15 | 959-1353 | ☎ 52-0910 | FAX53-0140 |
| 下条保育園(〃) | 中村6-4 | 959-1376 | ☎ 53-2266 | FAX53-2443 |
| 幼保連携型認定こども園須田保育園(〃) | 大字前須田31-2 | 959-1304 | ☎ 52-8863 | FAX52-8893 |
| 宝ヶ丘保育園(〃) | 八幡1丁目10-8 | 959-1333 | ☎ 52-1392 | FAX52-1422 |
| 七谷保育園(〃) | 大字黒水677-2 | 959-1336 | ☎ 52-2751 | FAX52-2751 |
| 加茂新田保育園(〃) | 大字加茂新田6309-2 | 959-1311 | ☎ 53-2714 | FAX53-3041 |
| 加茂・田上病児保育園 | 青海町1丁目11-3 | 959-1326 | ☎ 47-0705 | FAX47-7090 |
| 加茂地域消防署 | 千刈2丁目8-1 | 959-1327 | ☎ 52-1770 | FAX53-3309 |
| 県立加茂病院 | 青海町1丁目9-1 | 959-1397 | ☎ 52-0701 | FAX52-2258 |
| 三条地域振興局健康福祉環境部 | 三条市興野1丁目13-45 | 955-0046 | ☎ 36-2360 | FAX36-2365 |